

別紙 返還規定

応募者が求人者に入社後、明らかに当該応募者の責（労働契約法第16条および第17条に定める解雇事由が明白に認められる懲戒解雇、諭旨解雇または普通解雇（ただし、整理解雇等会社都合の普通解雇は除きます）を指します。）により解雇されるに至った場合、または当該応募者が自己都合（退職勧奨による退職その他雇用保険の失業給付において特定受給資格者または特定理由離職者の範囲に該当する場合、また、応募者に対するハラスメント等に起因する退職であるとの客観的事実がある場合は含まれません。）によって退職した場合、求人者の請求に基づき、株式会社tayo（以下「tayo」という）は受領した手数料の一部を以下の要領で求人者に返還するものとします。なお、求人者およびtayoは、求人者の破産、会社更生、民事再生またはこれらに類似する手続、経営状態の悪化による人員整理、事務所の閉鎖等の理由、応募者のポジションの廃止または変更等に起因する退職は「明らかに当該応募者の責による」または「自己都合」のいずれにも該当しないことを確認します。ただし、手数料のうち未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、求人者はtayoに対し当該残高を支払うものとします。なお、求人者からtayoに対する当該返還請求について、応募者の退職日から60日以内に行われなかった場合は、理由の如何を問わず、tayoは手数料の返還を行わないものとします。tayoは求人者に対し、応募者の退職日から60日以内に求人者から返還の請求があったときは、求人者が指定する期日までに、消費税等相当額を加算のうえ、返還すべき金員を求人者の指定する金融機関口座に振込送金することにより支払うものとします。送金に要する費用は、tayoの負担とします。

入社日から起算して1カ月以内 手数料の80%相当額

入社日から起算して1カ月を超え3カ月以内 手数料の50%相当額

入社日から起算して3カ月を超え6カ月以内 手数料の10%相当額

1. 前項に定める事由以外の事由に基づき、応募者が退職または解雇されるに至った場合には、tayoは受領した手数料を求人者に返還することを要せず、未払いの手数料がある場合は、求人者は求人者に対して当該未払分を全額支払わなければならないものとします。
2. tayoは求人者に対して、応募者が求人者に入社後すみやかに「手数料に関する規定（求人・求職者の皆様へ）」に定める手数料を請求し、求人者は、その請求書を受領した月の翌月末日（当該末日が金融機関の非営業日であった場合は直前の営業日）までに、請求された手数料およびその消費税相当額を、tayoの指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとします（振込手数料は求人者の負担とします）。
3. tayoが下記の補足事項に違反して求人者が応募者と雇用契約を締結したときは、tayoは求人者に対し、求人者の指定する期日までに、消費税等相当額を加算のうえ、手数料の100%相当額を求人者の指定する金融機関口座に振込送金することにより支払うものとします。送金に要する手数料は、tayoの負担とします。なお、当該金員は、賠償額の予定とはみなされません。

補足事項

求人者は、キャリアシート・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであり、その内容の真実性、正確性等については当該応募者が責任を負うものでありtayoは責任を負わないこと、ならびに、雇用契約の締結可否の判断は求人者が責任を負うことを確認するものとします。ただし、tayoが、応募者の履歴書・職務経歴書その他の応募書類に虚偽、不正確、違法その他不適切な事項が記載されていることを認識しながら、求人者と雇用契約を締結したときは、tayoは、その責任を免れません。